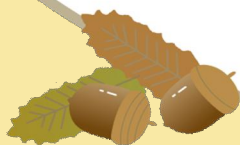


お知らせ

# 9月

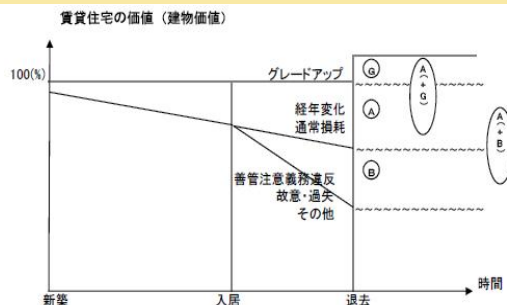
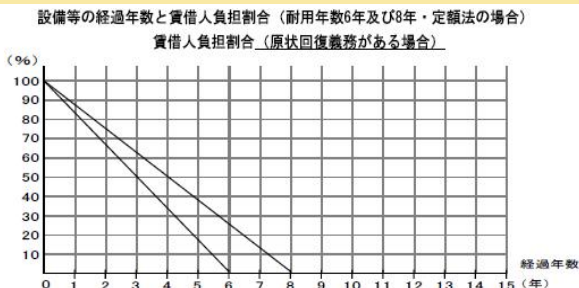
拝啓、  
初秋の候益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

段々と日が短くなってきました・・・  
夏も終わり、今年の夏は暑い！という日より、蒸し暑い！  
昨年よりも雨日和が多く、  
過ごしやすい日も多くございました。  
ですが、温度差の変化に体調を  
崩された方もいるのではないのでしょうか？  
皆さんは今年の夏はいかがでしたか？  
季節の変わり目、皆様も体調にはお気をつけてお過ごしください。  
又、私共も気分を改めて営業してまいりますので、  
宜しくお願いいたします。



■今回、『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』の  
《税法改正による残存価値割合(10%→1円)の変更》についてお知らせいたします。  
ガイドラインで、経過年数による減価割合については、  
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考にするとしており、  
償却期間経過後の賃借人の負担が10%となるよう賃借人の負担を決定してきましたが、  
平成19年の税制改正によって残存価値が廃止され、  
耐用年数経過時に残存簿価が1円まで償却できるようになりました。  
このため、ガイドラインにおける経過年数の考慮も、税制改正に従った形で改訂されております。  
例えば、カーペットの場合償却年数は6年で残存価値1円になります。  
よって年数がたつほど賃借人の負担が減少することとなります。(図1)  
～～『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』詳しくご覧になりたい方は、  
お問い合わせくださいませ。弊社よりガイドラインお送りさせていただきます～～

図1



(株)インテリジェンス・ネットワーク  
横浜市神奈川区金港町6-18  
アーバンスクウェア II 1F  
Tel: 045-451-5290  
Fax: 045-451-5291

(株)アイ・エヌ・ティー  
横浜市神奈川区片倉3-6-18  
アイ・エヌ・ティー館  
Tel: 045-413-5015  
Fax: 045-413-5002

～9月定休日～

- 9/6 (火) ■ 9/7 (水) ■ 9/13 (火)
- 9/14 (水) ■ 9/20 (火) ■ 9/21 (水)
- 9/27 (火) ■ 9/28 (水)

